三輪緑山 山の手坂

自治会会則

2010年4月 制定版



三輪緑山 山の手坂 自治会会則

第1章 総則

第1条 (名称及び事務所)

1 本自治会は、三輪緑山 山の手坂 自治会(以下「本会」という。)と称し、その事務所を別図 に定める地域(以下「本地域」という。)内に置く。

第2条 (目的)

1 本会は、本地域の居住者相互の親睦及び居住者の生活環境の維持管理に努め、住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

第3条 (事業の範囲)

- 1 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 相互の親睦並びに福利、厚生等の向上を図るための活動。
 - (2) グリーンベルトの保全及びゴミ置場の清掃等の生活環境の維持改善に関する活動。
 - (3) 市の街づくり、その他の行事に対する協力。
 - (4) 防犯、防災、交通安全等に関する活動。
 - (5) その他本会の目的達成のため、必要な活動。

第2章 組織

第4条 (会員)

- 1 本会は、本地域内に居住する者(以下「会員」という。)をもって組織する。
- 2 本地域内に居住しないが、本地域内に戸建専用住宅、店舗併用住宅、店舗、集合住宅、 寄宿舎、及び医療施設その他の賃貸に供する建築物を所有する者は、本地域内に居住する者とみなす。

第5条 (会員の権利及び義務)

- 1 会員の権利及び義務は、すべて平等のものとする。
- 2 会員は、第3条に定める事業の費用に充てるため、自治会費として一世帯当たり月額 200 円 を役員会の定めるところにより本会に納入するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する者及びその所有する建築物に移住する者の 自治会費の額及び納入方法は、役員会の定めるところによる。
- 4 本会を退会した者は、既に納入した会費の返還を請求することができないものとし、本会の 資産についても一切の権利を失うものとする。

第6条 (役員)

1 本会には、10名程度の役員を置くものとし、その分担及び人員は、次の通りとする。

会長 1名

副会長若干名

総務・会計・防災・その他の事業の担当 それぞれ若干名

その他の役員

若干名

監事

2 名以内

2 本会には、必要に応じて顧問を置くことができる。

第7条 (役員の職務)

- 1 会長は、本会を代表し、総会及び役員会の決議に基づいて業務を執行し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 総務担当役員は、会務を整理し、行事その他の必要な記録の作成及び保管をつかさどる。
- 4 会計担当役員は、金銭の出納及び保管並びに資産の管理をつかさどる。
- 5 事業担当役員は、第3条に定める事業の企画、運営及び実施をつかさどる。
- 6 その他の役員は、前3項の役員の業務を補佐するほか、会長の特命する事項をつかさどる。
- 7 監事は、本会の財産及び業務の状況並びに会計の監査を行うものとし、他の役員を兼ねては ならないが、役員会において意見を述べることができる。

第8条 (役員の選任)

- 1 役員は、会員の互選により定める。
- 2 会長、副会長、各役員の担当及び監事は、役員の互選により定まる。
- 3 顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第9条 (役員の任期)

- 1 役員の任期は、通常総会の翌日から次の通常総会の日までとする。ただし、再選を妨げない。
- 2 役員は、その任期満了の日以前に退会したときは、その資格を失う。
- 3 前項により欠員を生じた場合には、前条第1項の規定にかかわらず、役員の推薦する会員の 中から役員会の決議により選任するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

第10条 (班及び班長)

- 1 本会には、役員会の定めるところにより、おおむね 20 世帯をもって班を設け班長 1 名を置く。
- 2 班長は、班の業務を総括し、班を代表する。
- 3 班長の任期は、前条第1項の規定を準用するものとし、輪番制によるを例とする。

第11条 (地区及び地区委員)

- 1 本会には、役員会の定めるところにより、本地域をいくつかの地域に分け、区域内の班をもって「地区」を設けることができる。
- 2 地区には、地区委員1名を置き、班長の互選によるものとするほか、前条第2項及び第3項 の規定を準用する。

第12条 (部の設置)

1 本会には、第3条に定める事業の推進又は実施のため、部を置くことができるものとし、そ の設置及び運営については、役員会の定めるところによる。

第13条 (報酬及び手当て)

- 1 役員、地区委員、及び班長は無報酬とする。ただし、会務により出張した場合には、交通費等の実費を支給することができる。
- 2 交通費等の額及び支給方法は、役員会の定めるところによる。

第3章 会議

第14条 (会議)

- 1 本会には、次の各号に掲げる会議を設ける。
 - (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 班長会
 - (4) 地区委員会
- 2 役員は、担当する事業の運営のため必要がある場合には、委員会を設けることができるもの とする。

第15条 (総会の種類及び開催)

- 1 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎会計年度終了後おおむね1ヶ月以内に開催するものとする。
- 3 臨時総会は、必要に応じて役員会の決議により、その都度開催する。
- 4 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

第16条 (総会の招集及び成立)

- 1 総会は、会長が招集するものとし、総会の日程、議題その他必要な事項を開催日の1週間前までに、書面をもって全会員に通知するものとする。
- 2 総会は、全会員の過半数の出席(委任通知書によるものを含む)をもって成立する。

第17条 (総会に付議する事項)

- 1 総会に付議する事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本会則の変更。
 - (2) 役員の選任又は解任。ただし、第9条第2項及び第3項に規定するものを除く。
 - (3) 事業計画及び収支予算の決定。
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認。
 - (5) その他本会の運営に関わる基本的事項。

第18条 (総会の議決方法)

- 1 議決権は、一世帯について一個とし、その行使は、総会に出席する他の会員に委任することができる。
- 2 総会の決議は、出席会員(委任通知書によるものを含む。以下この項において同じ。)の議 決権の過半数の合意によるものとし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。ただ

し、前条第1号に掲げる事項については、出席会員の4分の3以上の合意によるものとする。

第19条 (議事録の作成及び保管)

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開会の日時場所
 - (3) 会員の総数及び出席者数 (委任通知書によるものを含む)。
 - (4) 開催の目的、審議事項及び議決事項。
 - (5) 議事の経過の概要及び議決事項。
- 2 議事録は、議長及びその会議で選任された議事録署名人が確認のうえ署名捺印し、総務担当 の役員が保管し、会長は会員の請求があったときには、これを閲覧させなければならない。

第20条 (役員会)

- 1 役員会は監事を除く役員をもって構成する。
- 2 役員会は、必要の都度会長が招集し、構成員の過半数の出席により成立する。議決は出席者 の3分の2以上の合意によるものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項は、役員会の決議を要するものとする。
 - (1) 総会の招集及び総会に提出する議案。
 - (2) 事業運営の具体的方法。
 - (3) 財産の保有及び管理の具体的方法。
 - (4) 本会則の変更に関するもの。
 - (5) 細則の制定及び改廃。
 - (6) その他業務執行について役員会において必要と認めた事項。
- 4 役員会の議事録については、前条の規定を準用する。

第21条 (班長会)

- 1 班長会は、役員会又は地区委員会が必要と認めた場合に会長又は地区委員が招集し、班長、 地区委員及び必要に応じ関係の役員が出席する。
- 2 班長会は、各班に伝達する事項及び各班が具申する事項を協議するものとする。

第22条 (地区委員会)

- 1 地区委員会は、役員会が必要と認めた場合に会長が招集し、地区委員及び関係の役員が出席する。
- 2 地区委員会は、各地区に伝達する事項及び各地区が具申する事項等を協議するものとする。

第4章 資産及び会計

第23条 (会計年度)

1 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第24条 (資産)

- 1 本会の資産は、次の各号に掲げる収入をもって充てるものとする。
 - (1) 会費
 - (2) 補助金
 - (3) その他の収入等
- 2 本会の資産は、役員会の定める方法により会計担当の役員が管理し、資産のうち現金は、郵 便局若しくは銀行等への預貯金等安全確実な方法で保管しなければならない。

第25条 (予算)

- 1 役員会は、毎会計年度ごとに予算案を作成して通常総会に提出し、議決された予算に基づいて収支を管理する。
- 2 予算に定められた以外の収入又は支出がある場合には、役員会の承認を得て会長が執行する ことができるものとし、至近の総会においてその旨を報告しなければならない。

第26条 (会計報告)

1 会長は、通常総会において会計担当の役員に、前年度の収支決算を報告させなければならない。

第27条 (剰余金等)

1 一会計年度において剰余金が生じた場合には、翌会計年度に繰り入れるものとする。ただし、 不足が生じた場合には、会員が共同で負担するものとする。

第28条 (帳簿)

- 1 本会は、次に掲げる帳簿等を保管し、会員の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。
 - (1) 会計帳簿(収支に関する証拠書類を含む)
 - (2) 施設及び什器備品に関する台帳

第5章 集会所

第29条 (集会所)

- 1 本会は、本地域内に集会所を設けないこととし、通常総会等の会合を実施する場合は周辺の 施設を利用する。ただし、本会の事務所は、会長宅に置くものとする。
- 2 本会は金融機関の取り扱いに関する事務所を会計担当宅へ置くものとする。

第6章 グリーンベルト

第30条 (グリーンベルト)

- 1 会員は、第3条に定めるところにより本地域内の各会員の宅地内道路沿いに設置済みのグリーンベルトについて、ブロック及び植栽の変更を行わないものとする。なお、やむをえず上記の変更を必要とする場合は、役員会に届け出その承認を受けるものとする。
- 2 グリーンベルトの所有権及び管理責任は各宅地の所有権を有する各会員であり、各会員が自

己の責任のもと維持保全を図るものとする。

- 3 補修の必要が生じた場合には、直ちに役員会に届け出、各会員の負担で行うものとする。
- 4 住宅、あるいは宅地を第三者に譲渡及び転貸しする場合には、上記事項を譲渡人及び転借人との契約条件に含め、それを譲渡人及び転借人に継承し遵守させるものとする。

第7章 ゴミ置場

第31条 (ゴミ置場)

1 ゴミ置場は本会が定めるゴミ置場を利用し、会員は、第3条に定めるところにより、利用しているゴミ置場の清掃を当番制にて行うものとする。

第8章 雜則

第32条

1 この規約の施行に関して、必要な事項については、役員会の決議を得て、細則を定めることができる。

第33条 (弔慰金)

1 本会の会員世帯員が死亡した場合、役員会の承認を得て、本会より弔慰金を支出するものと する。(会員本人及びその配偶者は1万円、同居家族5千円)

付 則

- 1. この会則は、平成9年1月26日から施行する。
- 2. 本会発足当初の会計年度は、第 23 条の規定にかかわらず、発足の日から平成 9 年 3 月 31 日までとする。

付 則

- 1. この会則は、平成13年4月22日から施行する。
- 2. この会則は、平成14年4月21日から施行する。
- 3. この会則の変更は、本会が簡易保険の団体払込制度を利用して、払込団体を組成することについて、当該制度を所管する当局の承認が効力を有することなる日から施行する。
- 4. 第34条(簡易保険払込団体の組成)は、平成19年4月15日「平成19年度三輪緑山山の手坂自治会簡保払込団体総会」での承認をもって削除する。
- 5. この会則は、平成19年4月15日から施行する。
- 6. 第 29 条 2 項に金融機関の取り扱いに関する事務所を会計担当宅に置くことを追加する。この会則は、平成 22 年 4 月 11 日から施行する。